

## 庁議付議事案書

開催・令和 3年 2月12日

所管部課	福祉部高齢介護課	部長	田口 茂夫	
件 名	東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="checkbox"/> 2 報告事項
関係規則	東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例			
事項 部課 機関				
1. 要旨	<p>令和3年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されたことを踏まえ、標記条例について改正を行うものである。</p>			
(1) 主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、訓練の実施等を義務付ける規定を追加する。</li> <li>② 感染症や災害が発生した場合も必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続計画の策定、訓練の実施等を義務付ける規定を追加する。</li> <li>③ 会議や多職種連携においてテレビ電話等のICTの活用を認める規定を追加する。</li> <li>④ 利用者的人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務付ける規定を追加する。</li> <li>⑤ ケアマネジメントの公正中立性の確保の観点から、ケアプランにおける訪問介護等の割合や同一事業者により提供された訪問介護等の割合を、利用者に説明する規定を追加する。</li> <li>⑥ 生活援助の回数の多い利用者等への対応の観点から、訪問介護がその大部分を占めるケアプランを作成する事業所に対する点検・検証に関する規定を追加する。</li> </ul> <p>その他基準省令の内容に沿った規定の追加等を行う。</p>			
(2) 施行日	令和3年4月1日（一部同年10月1日）			
(3) 影響及び効果	条例の内容を基準省令に適合させることにより、指定居宅介護支援等の事業の適正化に資することができる。			
2. 経過(現時点に至るまでの経過)	<p>令和3年1月 改正基準省令の公布</p> <p>令和3年2月 文書課において審査済み。</p>			
3. 留意事項(問題点等)				
4. 主管部処理案(検討結果等)	令和3年度第1回市議会定例会に、議案として提出したい。			
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。